

46/100

行政

設問1.

16/35

1. Aは、本件取消訴訟において、本件事業認定の違法を主張することから、取消の対象となる本件権利取得裁決には、固前の違法が存在するところから、~~事業認定~~に権利取得裁決は先立って行われた。事業認定に違法が存在する場合には、これを主張することが許されるか、問題とする。

2. 2の点、国民の権利と実効的に救済可能とは、本手続が連続して行われる場合には、~~複数の手続のうち~~の行政行為のうち、ある一つの違法を有するとして、これを主張を認めようとするべきである。もっとも、ある場面ではこれを認めれば、行政行為の不安定化を招くから、連続した行政行為のうち、その行為のうち一つの違法性を主張するものの後者が、その機会が担保されているとの事情が認められる場合に限り、許容されるべきである。

したがって、① ある行政行為が複数存在し、両者が同一の目的を有しており、連続して行われることにより一つの効果を発生させる場合であって、② 前提となる行政行為を争うための手続が存在しない場合には、前提となる行為の違法性により、後続処分にも承継されると解する。

3. 本件では、法18条1項の事業認定と、法39条1項の取得裁決は、法18条所定の、国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的としており、取得裁決は、事業認定の告示から1年以内の限りその申請がなされたものに限り、連続して行われることにより一つの効果を発生させるものである(①)。

第

問

第 問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

そして、事実認定が争点として、法は、事実認定と争点の争点規定
を認めつつも、前提行為と争点の争点が存在しない(9)
したがって、事実認定の違法は、権利取得裁判に承継するといえる。
よって、Aは、事件取消訴訟において事件事実認定の違法を主張でき
る(10)。

設問2 (1) 5/20

(行訴3条4項)

1. Aは、B果に対して事件権利取得裁判の無効確認訴訟を
直ちに提起することができる(11)。

(行訴4条)

2. 点、B果は、Aは、実質的当事者訴訟として、自ら、事件
権利取得裁判に基づいて、4月裁判を受け、地位を確認する確認
訴訟を提起することができるといえる(12)。

「当該裁判…目的を達することができず」という訴訟事件、つまり
補充性要件を満たさないと反論することができる(13)。

(2) しかし、補充性要件は、~~無効~~原告の権利を救済する目的は、より
直接的で、根本的な解決に直結する訴訟があるかどうかで判断すべき
地位の確認を目的として、4月裁判の取得裁判の有効性の問題に
おいて、取得裁判の有効無効を判断する目的は、無効確認訴訟(行訴
4条)が直接的であり、結果的な根本的な解決に直結するといえる。
したがって、B果の反論は認められない(14)。

3. 以上より、Aは、B果に対して実質的当事者訴訟としての確認判決を
提起できるといえる。結果的に直接的であり、補充性要件を満たし、取得
裁判の無効確認訴訟を直ちに提起することができる(15)。

設問2 (2) 25/35

第 問

1. ① E としては、B 果が、法第 20 条 3 項の事件を充足するに足りず、
本件事業認定には、裁量権の逸脱・濫用（行政法 30 条）が認められ、
違法であるとして主張することが考えられる。具体的には、① 平成 22 年調査
により、② 道路ネットワーク形成により、③ 本件道路ルートへの
検討により、④ 地下水への影響により、それぞれ 4 つの観点からの
違法を主張する。

2. (1) まず、前提として、B 果は ~~本件事業認定~~ 際に裁量権を認められ
が検討する。裁量の有無、広狭については、当該行政行為に定めた法規
の文言、行為の性質を勘案して判断する。法 20 条 3 項は、その事件
として、土地の「適正且つ合理的な利用に寄与」するものであると要件
を満たし、この要件は 客観的・抽象的・概括的 文言であり、また、
20 条 1 項は、事業認定を定める「べき」と規定により、要件
裁量、効果裁量 として裁量趣旨を考察する。また、事業認定は、
土地の 適正且つ合理的な利用 に基づいて、私権保護 と 公益 との
両方から 専門的 判断が必要である。したがって、法規の
文言と行為の性質から鑑みて、B 果の裁量 は 広く 認められ
得る。

(2) その上で、裁量権の行使は、原則として 尊重 されるべきである。
その行使 ~~は~~ に対して、重謬 事実の基礎を欠く、又は社会観
念上 著しく不当 を欠くなど、行政権の 逸脱・濫用 と認められる
場合には、違法である（行政法 30 条）。

3. では、上記 4 つの観点から、裁量の逸脱・濫用が認められるか。

(1) 平成 22 年調査により、

（第 問）

1 Aにおいては、平成22年調査により、本件道路の交通量は、1日当たり
2 約350台であり、周辺環境への影響が軽微であり、失われる利益が
3 大きいとは認められず、法20条3号の要件を充足し、主張する
4 べし。平成元年調査のときは、周辺環境への影響が大きいとして、一度
5 道路整備を中断して、平成22年調査で、予定の
6 交通量が、平成元年調査の約3分の1に減ったのは疑問が残る。
7 平成元年調査から平成22年調査の間、C市の人口は減少し、新築が
8 なかったことから、交通量の減少について合理的な説明が考
9 られる。本件では、その調査手法に誤りがあることが推察できる。
10 52. 本件調査の信用性が低いため、~~重要事実~~ 重要事実の基礎を
11 欠くことになる。
12 B1. 道路ネットワーク形成という理由について。
13 Bにおいては、C市の再検討により、本件土地周辺の道路の整備が
14 遅れ、自動車による幹線道路へのアクセスが不便であり、
15 2車道解消のため、道路ネットワークの形成が必要であると主張す
16 べし。平成22年調査を前提とすれば、本件道路の交通量は
17 3分の1に減少したにもかかわらず、その必要性が認められず、
18 仮に必要と認められて、道路の整備に伴い、良好な環境が
19 破壊されていると、その損害を回復するためには国庫金等
20 費用面の損失は計り知れない。調査結果の信用性が認められず、
21 本件では、とりわけ、得られる利益と失われる利益を衡量して
22 判断が求められなければならない。
23 53. B主張の理由認定は、比例原則に反して、とくに合理性

を欠いている。

3) 本件道路ルートを検討について。

すなわち、本件道路のルートは小学校の児童等の通行を妨げるおそれがある。同小学校から一定の距離をとり、本件道路のルートを変更する必要がある。

また、本件土地の自然環境の保護については、学術上重要な生物の生息地であること等から、^{(32) 3} 慎重に検討する必要がある。しかし、土地の自然環境の保護は、学術上の必要性の観点だけで判断するのではなく、^{(32) 3} 広くその土地に居住する人々の健康と安全に資する点から、地域における自然環境の必要性を踏まえ、判断する必要がある。本件決定は、考慮すべき事項を考慮せずに事後的に決定し、考慮不足が存在するといえる。

4) 地下水への影響について。

すなわち、地下水への影響についての検討は、本件土地における掘削の深さは2メートル程度であり、影響は少ないと判断する必要がある。

もっとも、以前、本件土地周辺の工事で、深さ2メートル程度の掘削工事によって井戸が枯れたことがある以上、この点について、正確な調査は必要不可欠である。本件土地には、^{(32) 3} 緊急時に使用可能な非常用水源としての防災目的の井戸が存在するから、井戸への影響は、^{(32) 3} 調査の上で、明確に判断が必要である。

(第 問)

1	そのお返しをかわらす、謝意をいける こと では、考慮不足
2	の違反ばかりである。
3	
4	4. 以上より、(1)~(4)の点により、上記の違反事由が存在
5	すると考えられるが、事件 の 事実認定に当たっては、事件後の
6	基礎を欠き、社会通念上著しく害を及ぼす、被害者の
7	見解、適用が認められる。
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	